

組合議会 会議録

令和 7 年 第 1 回 定例会

《 3 月 31 日 本会議 》

仲 多 度 南 部 消 防 組 合 議 会

令和7年第1回仲多度南部消防組合議会定例会 会議録

○ 招 集 日 令和7年3月31日

○ 招 集 場 所 仲多度南部消防組合会議室

○ 応 招 議 員（出席議員） 4 名

1 番 山 神 猛
2 番 常 包 恵
3 番 吉 田 親 司
4 番 大 西 樹

○ 不応招議員（欠席議員） 0 名

○ 地方自治法第121条の規定による出席者 9 名

管 理 者 片 岡 英 樹
副 管 理 者 栗 田 隆 義
会 計 管 理 者 大 西 貴 庸
消 防 長 石 佛 満 明
署 長 神 藤 康 雄
警 防 課 長 嵯 峨 山 典 彰
総 務 課 長 杉 田 奈 緒 人
通 信 指 令 課 長 今 田 伸 治
予 防 課 長 代 理 勘 原 栄 作

○ 議会事務局 3 名

議 会 事 務 局 長 和 田 武
総 務 課 係 長 秋 山 健
総 務 課 係 長 小 路 知 也

○議 会 日 程

- | | | |
|------|---------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 行政一般報告 |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 仲多度南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 仲多度南部消防組合職員の旅費に関する条例の全部改正について |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 令和 6 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計予算について |
| 第 10 | | 一般質問 |

【開会午後 2 時 00 分】

○議長（大西樹君）

定刻が参りました。議員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠に有難うございます。開会に先がけまして、今期定例会を招集されました管理者より、ご挨拶をお願い致します。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

令和 7 年第 1 回定例会の開催をお願いしました所、すべての議員各位のご出席をいただきまして感謝申し上げます。本定例会では、条例関連案 4 件、令和 6 年度補正予算案、令和 7 年度当初予算案の 6 件の上程をしている所でございます。いずれもご審議の上承認賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（大西樹君）

以上で管理者の挨拶を終わります。

○議長（大西樹君）

ただいまから、令和 7 年第 1 回仲多度南部消防組合議会定例会を開会致します。

○議長（大西樹君）

まず、諸般の報告を事務局より報告いたさせます。

○事務局長（和田武君）

議長

○議長（大西樹君）

事務局長

○事務局長（和田武君）

はい、命により、ご報告を申し上げます。まず、2 月 14 日 管理者より本定例会招集の告示がありましたので、2 月 18 日 議長において議会の開会を皆様にご通知いたしました。次に、管理者より本定例会に付議するため議案 6 件を受理いたしております。

「仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」「仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」「仲多度南部消防組合職員の

勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」「仲多度南部消防組合職員の旅費に関する条例の全部改正について」「令和 6 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算(第 4 号)について」「令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計予算について」でございます。議案の写しにつきましては、既に議事日程と共に皆様に送付いたしました。次に、管理者より本日の議事日程にあります行政報告の参考資料として、行政一般報告 及び災害統計の報告がありましたので皆様のお手元に配布いたしました。次に、監査委員から先般 2 月 27 日に実施した令和 6 年度 11 月から 1 月分までの 例月出納検査の結果の報告がありましたので 本日皆様のお席に配布させていただきました。次に、本定例会への一般質問の通告書は 1 件でございました。最後に、本日の会議に 説明のため出席を求めました者は議案と同じく送付いたしました名簿のとおりでございます。全員の方が出席されております。以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（大西樹君）

以上で諸般の報告を終ります。

○議長（大西樹君）

ただいまの出席議員は 4 名であります。地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致しました。ただ今より、本日の会議を開きます。

○議長（大西樹君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規程により、1 番山神猛君、2 番常包恵君を指名致します。

○議長（大西樹君）

日程第 2、会期の決定を議題と致します。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りと致したいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定致しました。

○議長（大西樹君）

日程第 3、行政一般報告を行います。管理者より報告を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

日程第 3、行政一般報告につきましては、令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月までに關する行政一般報告並びに令和 6 年分及び令和 7 年 1 月から 2 月までの火災・救急等の消防災害統計を配布させていただいておりますので、行政一般報告に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって管理者の行政一般報告を終わります。

○議長（大西樹君）

日程第 4、議案第 1 号、仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第 1 号、仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本条例については、香川県人事委員会勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（杉田奈緒人君）

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長（杉田奈緒人君）

はい。日程第 4、議案第 1 号、仲多度南部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議案内容の説明をさせていただきます。今回の給与条例改正案は、ただいま管理者の提案のとおり、香川県人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、扶養手当の支給月額を段階的に改定するものでございます。以上で改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって、提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ 「なし」の声あり。質疑する者なし。）

○議長（大西樹君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（ 「なし」の声あり。討論する者なし。）

○議長（大西樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。これより議案第1号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第5、議案第2号、仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件、並びに日程第6、議案第3号、仲多度南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。議案2件について、一括して提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第2号、仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について議案第3号、仲多度南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。本条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(杉田奈緒人君)

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長(杉田奈緒人君)

はい。日程第 5、議案第 2 号、仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第 6、議案第 3 号、仲多度南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案内容の説明をさせていただきます。今回の育児休業等に関する条例改正案・勤務時間、休暇等に関する条例改正案は、ただいま管理者の提案のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正を踏まえ、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、所要の改正を行うものでございます。以上で改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ 「なし」の声あり。質疑する者なし。）

○議長（大西樹君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（ 「なし」の声あり。討論する者なし。）

○議長（大西樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。これより議案第 2 号、議案第 3 号を一括で採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第 7、議案第 4 号、仲多度南部消防組合職員の旅費に関する条例の全部改正につ

いての件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第4号、仲多度南部消防組合職員の旅費に関する条例の全部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の構成を標準に倣い、全部改正を行うものでございます。改正内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○総務課長（杉田奈緒人君）

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長（杉田奈緒人君）

はい。日程第7、議案第4号、仲多度南部消防組合職員の旅費に関する条例の全部改正について、議案内容の説明をさせていただきます。今回の旅費に関する条例改正案は、ただいま管理者の提案のとおり、公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、宿泊費を定額支給から上限付き実費支給とするなど、改正を行うものでございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○2番議員（常包恵君）

はい（挙手あり）

○議長（大西樹君）

2番常包議員

○2番議員（常包恵君）

はい。この条例、旅費の条例、職員の関係の部分については、それぞれの市町で定められていると思うんですけど、この広域は琴平とまんのうで、それぞれ違いが、どこかに合わす準ずるべき様な決まり事というのはあるのでしょうか。この、例えば7ページの上限部分で1万4千円という数字がでできますけど、まんのうでは私、1万5千円だったと思うんですが、そういうちょっと違いが出た場合とか、どういう形で合わすルールというのがですね、あるのであれば教えて頂きたいと思います。

○総務課長（杉田奈緒人君）

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長（杉田奈緒人君）

はい。ただいまの常包議員の質疑にお答えさせていただきます。まんのう町においては、県外は1万5千円、琴平町においては、県外が1万4千円となっており、当組合で明文化された決まりはございませんが、どちらか構成町のどちらかの低い方に合わす、休暇等の日数であれば、日数の少ない方に合わしてきたのが、今までのやり方でございまして、特に明文化されたやり方というのはございません。以上になります。

○議長（大西樹君）

よろしいですか。

○2番議員（常包恵君）

（挙手あり）

○議長（大西樹君）

2番議員

○2番議員（常包恵君）

それぞれの市町で改正改善なり、それぞれその都度していると思うんですけど、そういう情報をぜひ、お互い共有していただいて、していただくのがまず1点と、低い方に合わすということでありまして、その辺もまあ、それがいいのかどうかですね、またご検討いただけたら、内部でご検討いただきながら両町の違いも、できるだけないようにするのが一番いい事だとは思いますが、それも含めてですね、今後の職員の勤務条件についてですね、改善に向けて努力いただけたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。以上です。答弁はかまいません。

○議長（大西樹君）

他にございませんか。

(「なし」 の声あり。質疑する者なし。)

○議長 (大西樹君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」 の声あり。討論する者なし。)

○議長 (大西樹君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。これより議案第 4 号を採決
致します。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」 との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長 (大西樹君)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (大西樹君)

日程第 8、議案第 5 号、令和 6 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算案 (第 4 号)
の件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者 (片岡英樹君)

議長

○議長 (大西樹君)

管理者

○管理者 (片岡英樹君)

議案第 5 号、令和 6 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算案(第 4 号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。第 1 条 本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,036 万 6 千円とするものでございます。第 1 条第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長 (杉田奈緒人君)

議長

○議長 (大西樹君)

総務課長

○総務課長(杉田奈緒人君)

はい。日程第 8、議案第 5 号、令和 6 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算案(第 4 号)について、議案内容のご説明を申し上げます。本補正予算は、現行の歳入歳出予算総額 6 億 3,944 万 2 千円に 92 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 6 億 4,036 万 6 千円に改めるものでございます。本補正予算の款項の内訳につきましては、1 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。4・5 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をさせていただきます。2 歳入で款 4 財産収入、項 2 財産売払収入は、補正前の 1 千円に 79 万円増額し 79 万 1 千円、目 1 財産売払収入は、補正前の 1 千円に 76 万 1 千円増額し 76 万 2 千円で、現場指揮車及び救急車の売払いによるものでございます。次に目 2 利子及び配当金は、補正前の 2 千円に 2 万 9 千円増額し、3 万 1 千円で 2 つの基金の定期預金利息でございます。款 7 諸収入、項 2・目 1 とともに雑入は、補正前の 28 万 8 千円に 13 万 4 千円増額し 42 万 2 千円で、香川県市町村振興協会からの令和 6 年度の消防大学校入校経費助成金でございます。6・7 ページをご覧ください。3 歳出で、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、補正前の 5 億 6,838 万 2 千円に 99 万 8 千円増額し、5 億 6,938 万円でございます。内訳としまして、節 2 給料は 36 万円増額で、給与改定による職員の差額不足分でございます。節 3 職員手当は、286 万円増額で、内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。節 4 共済費は、2,09 万 5 千円減額で、執行完了による減額でございます。節 10 需用費は、120 万円増額で、光熱水費の高騰による増額でございます。節 11 役務費は、42 万 7 千円減額で、説明欄に記載しております執行完了による減額でございます。節 12 委託料は、34 万円減額で、説明欄に記載しております執行完了による減額でございます。節 18 負担金補助及び交付金は、56 万円減額で、執行完了による減額でございます。以上、総務費全体では、補正前の 5 億 6,848 万 3 千円に 99 万 8 千円増額し、5 億 6,948 万 1 千円でございます。次に款 3・項 1・目 1 とともに消防費は、補正前の 6,641 万 6 千円から 100 万 7 千円減額し、6,540 万 9 千円で、内訳としまして節 10 需用費は、68 万 5 千円減額で、各課の消耗品費の執行完了による減額でございます。節 13 使用料及び賃借料は、2 万円減額で、プール使用料の執行完了による減額でございます。節 17 備品購入費は、30 万 2 千円減額で、執行完了による減額でございます。款 5 諸支出金、項 1 基金費は、補正前の 2 千円に 93 万 3 千円増額し、93 万 5 千円、目 1 財政調整基金は、補正前の 1 千円に 91 万円増額し 91 万 1 千円、目 2 消防施設整備基金は、補正前の 1 千円に 2 万 3 千円増額し 2 万 4 千円、それぞれの基金の積立金でございます。以上で日程第 8、議案

第5号、令和6年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算案(第4号)についての説明を終らせていただきます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって、提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり。質疑する者なし。）

○議長（大西樹君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（ 「なし」 の声あり。討論する者なし。）

○議長（大西樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。これより議案第5号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第9、議案第6号、令和7年度仲多度南部消防組合一般会計予算案についての件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第6号、令和7年度仲多度南部消防組合一般会計予算案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。第1条にて令和7年度仲多度南部消防組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ7億5,300万円と定めるものでございます。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は5,000万円と定めるものでございます。第3条にて歳出予算の流用は、地方自治法第220

条第2項のただし書きの規定により、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるものとするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(杉田奈緒人君)

議長

○議長(大西樹君)

総務課長

○総務課長(杉田奈緒人君)

はい。日程第9、議案第6号、令和7年度 仲多度南部消防組合一般会計予算案につきまして、歳入歳出予算内容のご説明を申し上げます。ただいま管理者の提案理由のとおり、令和7年度歳入歳出予算総額は、7億5,300万円で、前年比1億2,600万円増の予算編成となっております。令和7年度歳入歳出予算につきましては、予算書の1・2ページに記載の「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。各款項別予算の内容につきましては、3ページ以降の「歳入歳出事項別明細書」によりご説明させていただきます。6・7ページをご覧ください。2歳入の款1分担金及び負担金・項1分担金・目1消防費分担金は、前年比1億2,600万円増の7億5,280万円、本組合の分担金は、予算総額の99.9%を占めております。内訳としまして、琴平町が分担率33.62%で4,236万2千円増の2億5,309万2千円、まんのう町が分担率66.38%で8,363万8千円増の4億9,970万8千円でございます。8・9ページをご覧ください。款2使用料及び手数料・項1・目1ともに手数料は、危険物施設等の検査手数料及び火災・救急等の証明手数料で、前年同額の7万5千円を計上しております。10・11ページをご覧ください。款4財産収入は、1千円増の1万3千円で、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は9千円で、消防敷地内に6本ある四国電力株式会社の電柱敷地料でございます。目2利子及び配当金は2千円で、2つの基金の運用利子でございます。項2・目1ともに財産売払収入は、1千円増の2千円で、令和7年度整備予定のポンプ自動車と連絡車を整備後に旧車両2台を売払うために予算計上しております。12・13ページをご覧ください。繰越金は、前年同額の1千円を計上しております。14・15ページをご覧ください。款7諸収入、項1・目1ともに預金利子は、前年同額の1千円で、両町よりお預かりしている分担金の定期運用利子でございます。項2・目1ともに雑入は、1千円減の11万円で、団体保険事務費等でございます。16・17ページをご覧ください。歳出予算内訳について、ご説明いた

します。款 1・項 1・目 1 とともに議会費は、前年同額の 39 万 1 千円で、各節の費目についても前年同額でございます。18・19 ページをご覧ください。款 2 総務費のうち項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、3,865 万 8 千円増の 5 億 9,435 万 6 千円でございます。一般管理費のうち節 1 報酬は、前年同額の 11 万円で、節 2 給料は、前年より 1,112 万 8 千円増の 2 億 4,602 万 1 千円で、職員 63 名の定期昇給及び給与改定による増額でございます。節 3 職員手当は、1,765 万 4 千円増の 1 億 9,311 万 2 千円で、期末勤勉手当等の各種手当の増額でございます。各種手当の詳細は、44・45 ページに記載しておりますので、お目通しの程よろしくお願い申し上げます。節 4 共済費は、93 万 8 千円増の 8,563 万 8 千円で、職員全体の標準報酬月額が増額となるためでございます。21 ページをご覧ください。節 8 旅費は、9 万 1 千円減の 174 万 7 千円、内訳としまして派遣旅費は 12 万 6 千円増で、令和 6 年度は救急救命士新規養成研修が九州でしたが、令和 7 年度は東京になるための増額でございます。次に普通旅費は、21 万 7 千円減で、令和 6 年度は琴平町消防団の全国消防操法大会出場に伴い職員 3 名を仙台市に派遣しましたが、令和 7 年度は全国消防操法大会に出場しないため減額するものでございます。節 9 交際費は、前年同額の 10 万円を計上しております。節 10 需用費は、63 万 7 千円増の 1,515 万 8 千円で、光熱水費増による増額でございます。節 11 役務費は、12 万 7 千円減の 207 万 8 千円、ホームページ年間発信管理料、メール使用料及びブログ年間発信手数料の廃止によるもので、令和 6 年度で更新が完了したホームページの運用管理保守料として、令和 7 年度からは節 12 委託料で予算計上いたします。23 ページをご覧ください。節 12 委託料は、705 万 3 千円増の 1,694 万 8 千円でございます。委託料の新規計上分の内訳につきましては、人事評価システムの導入・出張所に出場指令モニター設置及び防草シート敷設・セキュリティポリシー改定・浄化槽汚泥引抜作業・更新が完了したホームページの運用管理保守料でございます。現在、出張所管内で災害が発生した場合、通信指令課より電話又は無線機にて場所や内容を伝え、出張所の職員が地図で場所確認をしている状況で、出場指令モニターを導入すれば、モニターの画面上で素早く場所確認ができ、ズーム環境下での会話も可能となり、出場時間を短縮することができます。次に出張所の防草シート敷設につきましては、現在、出張所勤務の職員が勤務中に除草作業をしておりますが、全国的に救急件数が増加している中、夏場の除草作業中に災害が発生した際に現場活動に影響が生じる可能性があることを踏まえ、令和 7 年度当初予算に計上しております。セキュリティポリシー改定につきましては、令和 6 年 6 月 19 日付で地方自治法が改正されたことに伴い、令和 6 年 10 月 2 日付で総務省が「地方自治体に

おける情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、地方公共団体ごとの基本方針の策定と、令和 8 年 4 月 1 日までに公表することを義務付けたため、令和 7 年度当初予算に計上しております。浄化槽汚泥引抜作業につきましては、3～5 年ごとに実施しておりますが、令和 7 年度は本署及び出張所が実施予定年度となることから、令和 7 年度当初予算に計上しております。25 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料は、43 万 1 千円増の 888 万 1 千円で、現在、消防隊で使用しているパソコンが 2 台しかなく、救急隊のパソコンを併用して業務をしておりますが、業務効率を考慮して消防隊のパソコンを 2 台増台し令和 7 年度当初予算に計上しております。節 17 備品購入費は、3 万 5 千円減の 83 万 2 千円で、令和 6 年度で職員の事務用椅子の更新が完了しましたが、平成 11 年から使用し劣化している消防長と次長の椅子の更新が未完了であること、平成 12 年から使用し保冷機能が低下している出張所の冷蔵庫、また経年劣化による本署の掃除機・洗濯機・乾燥機をそれぞれ 1 台と本署で使用している炊飯器 2 台を更新し、新規購入分としてテレホンアーム 10 台と書類保管用の 2 段式キャビネット 2 台を令和 7 年度当初予算に計上しております。27 ページをご覧ください。節 18 負担金補助及び交付金は、107 万円増の 2,373 万円で、職員 63 名の定期昇給及び給与改定による増額でございます。節 21 補償補填及び賠償金は、前年同額の 1 千円でございます。28・29 ページをご覧ください。項 2・目 1 とともに監査委員費は、前年同額の 10 万 1 千円を計上しており、各節も前年同額で変更はございません。以上、款 2 総務費全体では、3,865 万 8 千円増の 5 億 9,445 万 7 千円でございます。30・31 ページをご覧ください。款 3・項 1・目 1 とともに消防費は、62 万円増の 6,802 万円を計上しており、各節ごとに説明いたします。節 7 報償費は、前年同額の 3 万円でございます。節 10 需用費は、223 万 2 千円増の 1,856 万 1 千円で、物品値上げによる消耗品費及び医薬原材料費の増額でございます。節 11 役務費は、178 万円増の 1,133 万 7 千円で、消防用機材検査料及び無線局検査料増と車両 14 台分の ETC 取付手数料による増額でございます。節 12 委託料は、97 万 7 千円減の 2,399 万 6 千円で、令和 6 年度は新規採用職員 2 名分の香川県消防学校入校経費を計上しておりましたが、令和 7 年度は新規採用職員がいないため減額するものでございます。33 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料は、6 万 3 千円減の 142 万 7 千円で、寝具リース料及びプール使用料減による減額でございます。節 17 備品購入費は、190 万 6 千円減の 1,089 万 3 千円で、内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。33 から 35 ページの節 18 負担金補助及び交付金は、5 万 3 千円減の 144 万円で、仲多度南部消防連合会及び四国地区救助指導会の負担金減によ

る減額でございます。節 26 公課費は、39 万 3 千円減の 33 万 6 千円で、令和 7 年度は車検台数が前年の 13 台から 7 台となるため減額するものでございます。36・37 ページをご覧ください。目 2 消防施設費は、令和 6 年度の予算計上はなく、8,963 万円増の 8,963 万円で、令和 7 年度に予定している水槽付ポンプ自動車・連絡車整備に係るものでございます。各費目の内訳につきましては、記載のとおりでございます。以上款 3 消防費全体では、9,025 万円増の 1 億 5,765 万円でございます。38・39 ページをご覧ください。款 4・項 1 とともに公債費は、1 元金・2 利子合わせて、290 万 8 千円減の 0 円で、令和 6 年度で地方債の償還が完了したため廃目としております。40・41 ページをご覧ください。款 5 諸支出金、項 1 基金費は、1 財政調整基金費・2 消防施設整備基金費ともに前年同額の予算計上となっております。42・43 ページをご覧ください。款 6 予備費につきましても前年同額の予算計上となっております。以上、令和 7 年度の予算総額は、歳入歳出ともに 7 億 5,300 万円、前年比 1 億 2,600 万円の増額となっております。44 ページから 47 ページまでは、職員の給与費明細を記載いたしておりますので、お目通しの程よろしくお願い申し上げます。48 ページをご覧ください。地方債現在高の見込みに関する調書を記載しております。令和 6 年度で地方債の償還が完了しているため、令和 7 年度末の起債残高は、消防施設整備事業債・消防庁舎整備事業債ともに 0 円となっております。以上、簡単ではございますが、日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計予算案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって、提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○1 番議員（山神猛君）

2 点ほど。

○議長（大西樹君）

1 番議員

○1 番議員（山神猛君）

顧問弁護士料、顧問弁護士というのは最近使われたことはあるんですか。

○総務課長（杉田奈緒人君）

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長（杉田奈緒人君）

山神議員の質疑にお答えさせていただきます。顧問弁護士料の顧問料として年間 66 万円と何かあった場合に委託したときの 50 万円を予算計上しておりまして、令和 6 年度、今の時点では 2 件ほどご依頼した事案があります。

○1 番議員（山神猛君）

そしたら 66 万と 50 万も使ったということやな。

○総務課長（杉田奈緒人君）

はい。以上でよろしいでしょうか。

○1 番議員（山神猛君）

はい。結構です。

○議長（大西樹君）

他に。

（ 「なし」 の声あり。質疑する者なし。）

○議長（大西樹君）

なしの声があるので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（ 「なし」 の声あり。討論する者なし。）

○議長（大西樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。これより議案第 6 号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第 10、一般質問を行います。一般質問について常包議員から通告がありましたので、質問を許可します。

○2 番議員（常包恵君）

はい、議長

○議長（大西樹君）

常包議員

○2 番議員（常包恵君）

失礼します。議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問させていただきます。今回は消防の広域化についてお尋ねをいたしたいと思います。2月の26日、丸亀・善通寺・多度津の消防本部の統合、広域化が報道されました。新聞記事であります。2市1町それぞれの議会で、3月定例会において、2年後の統合を目指した協議会の設置議案が提案、審議、可決されたとお聞きをしております。ゴミや、し尿処理、電算などの業務を中讃2市3町の中讃広域で共同処理してきたのに、なぜ今回の消防広域化協議に仲多度南部消防が入っていないのでしょうか。住民の方から問合せがありました。どのように返答したらよいか困っているところであります。また、令和5年3月まんのう町議会定例会におきまして、私の一般質問に対して、「現在、中讃地区の消防本部において、消防広域化についての消防間協議を行っております。」との答弁をいただきました。南部消防の管理者である町長と消防本部とのすり合わせの上、答弁があったと受け止めておりました。消防間協議の協議内容について進展があれば、この南部消防協議会はもちろんでありますが、琴平町、まんのう町、それぞれの議会に報告があるものと考えておりました。にもかかわらず、突然の新聞報道があり、びっくりしたところがあります。また、不祥事が重なったことがありますけど、令和5年の12月、まんのう町の総務委員会では南部消防の信頼回復に向けて、一つ、町役場職員との人事交流、二つ、組織統合、将来的な課題としつつ、当面近隣消防本部との人事交流、三、組合議会議員定数の検討、四、南部消防の情報公開の四点を当時の議会議員の議長、総務委員長に意見反映の要請をし、議長から発言もしていただいたとお聞きをしています。さて、消防庁が（消防庁ですね）平成18年に広域化に関する指針を出して、令和6年に改正されておりますが、その中で、小規模消防本部に対して、令和10年度までの広域化を求めており、財政支援もあるとお聞きをします。香川県も広域化推進計画を策定しているとお聞きをします。小規模な消防本部においては、出動態勢の確立、保有する消防車両、専門要員の確保などに限界があることに加え、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘をされております。これらの課題克服のために、広域化による行財政上の様々なスケールメリットの実現が重要であると考えられてきました。前置きは長くはなりましたが、以上のような状況の中で、町民の生命と財産を守る重大な任務を担う消防、南部消防の広域化についてお伺いをいたします。これまでの中讃地区の消防間協議の経緯、経過をわかりやすく説明をいただきたいと思います。私が住民の皆さんや町議会の議員の皆さんにお伺いした限りにおいては、広域化できるように進めないといけないのではな

いか、という声が多くありました。私は、消防本部において先ほど申しましたが、続いて発生をした不祥事や広域化のスケールメリットを考えたときに、広域化に向けて様々な準備を進めるべきだと考えます。管理者の見解をお伺いをいたします。

○議長（大西樹君）

質問が終わりました。ただいまの質問について答弁を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

常包議員のご質問に答弁いたします。近年、災害の態様が複雑多様化、大規模化しているほか、全国各地でも頻発しております大規模山林火災や、発生確率が高くなっております南海トラフ地震への対策が急務となるなど、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の生命と財産を守る消防の使命はますます重要になっておるところでございます。まず、これまでの国の消防本部の広域化に関する指針、もとい、方針、動向の経緯について申し上げます。まず、消防本部の広域化につきましては、平成 18 年に消防組織法が改正され、第 31 条におきまして市町村は、消防の責任を十分に果たすため、消防の広域化を推進するよう努めなければならないと明記されました。この法改正を受け、平成 20 年には消防庁より市町村の消防の広域化に関する基本指針が告示され、当初は平成 24 年度末までを推進期限として広域化の取組みが進められました。その後、平成 25 年に基本指針が改正され、推進期限は平成 30 年 4 月 1 日まで延長となりました。平成 30 年 4 月には再度基本指針が改正され、さらに、令和 6 年の改正では、特に小規模消防本部つまり、管轄人口が 10 万人未満の消防本部については、消防力の確保や行財政上の様々な課題があるとされ、広域化の必要性が強調されております。次に、今回の丸亀市、善通寺市、多度津町の 2 市 1 町が各消防本部を統合する方針を固めたことにつきましては、本年 2 月 26 日の四国新聞の記事に掲載されていたことは、承知しております。報道によりますと、令和 7 年度から協議を本格化し、早ければ令和 9 年度の運用開始を見込んでおり、日々の消防救急業務や災害対応が複雑多様化する中、広域化のスケールメリットを生かし、消防力を強化し、住民サービスの向上を図ることを目的として、人員確保や消防車両の整備など運営面の効率化を図っていくとのことであります。2 市 1 町では、これまで平成 26 年から 119 番通報の受理や消防車の出動を

指令する消防通信指令業務の共同運用をスタートさせるなど、初動強化、効率運営に取り組んできているということがございます。こうした中、2市1町ではここ数年、救急出場が増加傾向の一方、地域の合計人口は令和27年に約14万1200人、平成27年度比ではありますが、約15%の減少になる見通しであり、今後、人口減少や少子高齢化を背景に行政コストの増大が見込まれる中、安定した消防力を発揮するには単独市町では困難と判断したようであります。また、車両の充実や人員の再配置により、消防・救急活動で初動体制が強化できるほか、専任の予防担当員や火災調査員の配置で業務の高度化も図れ、人材の確保・育成や高機能資機材の導入もしやすくなり、運営の効率化や大規模災害への対応強化も可能になるとのことです。さて、ご質問の中讃地区の消防本部間の協議の経過についてでございますが、令和5年に消防通信指令システムの仲多度南部消防本部との共同化改修についてのご紹介をいただき、検討を行ったことはございます。内容といたしましては、通信指令システムの統合についての提案であり、進めるにあたっては、職員の派遣が必要なことや、これまで整備してきましたシステム設備等を廃止しなければならないなど、多くの課題があったことから、結果として参加することができませんでした。しかしながら、先に申しました国の動向等も踏まえ、仲多度南部消防組合の広域化につきましては、今後、隣接する消防本部との間で協議を通じて意見交換を行いながら、関係市町のニーズや特性等を踏まえた上で、指令センターの共同運用や消防救急無線のデジタル化整備など、最適な体制を模索していく必要があると考えます。消防の広域化については、単なる組織変更ではなく、地域住民の生命や財産を守るための重要な施策であると認識しておりまして、今後とも、地域の安全、安心を維持継続するための方策の検討に取り組んでまいりたいと考えております。今後も近隣市町の動向を注視しつつ、地域の実情に即した消防、救急体制の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上、議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（大西樹君）

再質問はございませんか。

○2番議員（常包恵君）

（挙手あり）

○議長（大西樹君）

はい、2番議員

○2番議員（常包恵君）

はい。ありがとうございました。ご答弁ありがとうございました。私もですね、広域

化にはメリット、デメリットといたしますか、住民にとってどのような利点があるのか。不都合があるのか。そういうことをですね、十分に検討する必要があるかと思います。住民にとって生命と財産を守る上で、どのような点が考えられるのか。そのことをですね、ぜひこの消防議会で丁寧に丁寧に説明していただきたいと思います。そうしないと、私ども消防議会議員、4名おいでますが責任をもって議決することができなくなるのではないかというに考えます。出身のそれぞれの町議会です、この消防議会での審議状況なり、対応、結果について説明をして、私どもは説明をしてまいる責任があります。ですので、今後、先ほど管理者の方からですね、今から十分、近隣市町の状況も踏まえて研究をしていくということでもありますので、その研究の進捗状況なりでもあります、ご丁寧に随時、説明をいただきながら、我々もそれについて、考えてまいりたいという風に思っていますので、今後とも、ご丁寧な対応をですね、説明をよろしくお願い申し上げます、一般質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大西樹君）

これにて常包議員の質問を終結いたします。

○議長（大西樹君）

以上をもって本会議に付議されました案件の審議はすべて終了致しました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、本定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本定例会を閉会することに決定しました。本定例会の閉会にあたり管理者よりご挨拶をお願い致します。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

本日は、すべての議案につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。3月30、年度末という令和6年度の年度末近くの開催となりました本定例会でございます。先日の岩手県大船渡市の大規模山林火災をはじめ、今治市、岡山市と近隣県でも発生しております。特に今治市の火災範囲におきましては、琴平町の面積

の半分でありました。住民からも、もしもの事を思えば他人事ではないという風な声を聞くところでございます。こうした危機管理に対しましても、当組合でも、しっかり当たりますよう努めてまいります。桜も咲きほこり、おだやかな気候の中、来週には、令和 7 年度の新年度がスタートいたしますが、議員各位におかれましては、引き続きご指導お願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大西樹君）

これにて、令和 7 年第 1 回仲多度南部消防組合議会定例会を閉会致したいと思います。ご協力ありがとうございました。

【閉会午後 2 時 55 分】